国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング資料

国有林野の管理経営について

平成26年8月19日 林野庁 経営企画課

(1) 国有林野の現状

- 〇 我が国の森林の約3割(国土の約2割)は「国有林」。政府(林野庁)が「国有林野事業」として一元的に管理経営。
- 奥地の急峻な山脈や水源地域に広く分布し、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、などの重要な公益的機能を発揮。国有林野の約9割が保安林に指定。
- 〇 原生的な天然林が広く分布し、野生生物の生育・生息地としても重要。世界自然遺産地域のほぼ全域、 国立公園の約6割が国有林野。

国有林の分布と組織 全国7森林管理局、流域(森林計画区)を単位とした 98森林管理署等を設置し、直接国有林を管理経営 ※ 平成25年4月、国有林野事業の組織・事業の全てを一般会計に移行 琉球諸島 東北森林管理局 北海道森林管理局 中部森林管理局 関東森林管理局 九州森林管理局 林野庁 近畿中国森林管理局 四国森林管理局 奄美諸島 国有林 森林管理局界 小笠原諸島 都道府県界

森林面積と国有林面積 (平成24年3月31日現在) 北京林 1,271万ha 森林 1,271万ha 森林 1,271万ha 34% 国土面積 2,508万ha 38% 国有林 6万ha 0% 国有林 292万ha 8%

多様な自然を有する国有林

(平成24年4月1日現在)

		(平成24年4月1日現在	
		面積	国有林野
		(万ha)	での割合
国有林(林野庁所管)		761	
国有林野		758	
	保安林	683	90%
	保護林	92	12%
	緑の回廊	59	8%
	レクリエーションの森	39	5%
	世界自然遺産	8	1%
	自然公園	219	29%
	鳥獣保護区	123	16%

- 注1: 国有林野の面積は、地域管理経営計画の対象とする面積であり、 官行造林地の面積を含まない。
- 2: 国有林(林野庁所管)の面積は平成23年度末現在。
- 3:保安林及び鳥獣保護区の面積は平成23年度末現在

世界遺産登録地域

○世界自然遺産 (陸域面積の約95%が国有林)



知床(北海道)



小笠原諸島(東京都)

※グラフは、世界遺産地域(陸域)に 占める国有林の割合



白神山地(青森県・秋田県)



屋久島(鹿児島県)

〇世界文化遺産

平成25年6月に世界 文化遺産に登録された 富士山では、構成資産 面積の約35%(約7千 ha)が国有林。



富士山(静岡県・山梨県

(2)国有林野の管理経営①(公益重視の管理経営の一層の推進)

公益重視の管理経営を一層推進することにより、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献。

■ 森林整備の推進

・森林吸収源対策を含めた地球温暖化防止対策について、我が国全体 で3.5%の吸収量(※)を確保するため、間伐等の森林整備を積極的に推 進。





間伐等の実施による健全な森林の整備

(※1990年比で2013年~2020年の年平均)

■ 山地災害の防止

- 安全で安心な暮らしを実現するため、荒廃地の復旧整備や保安林 の整備を計画的に実施。
- 大規模な山地災害発生時には、専門技術を有する職員を民有林に も派遣し調査等を支援。
- ・復旧工事に高度な技術が必要な箇所等において、都道府県からの 要請を踏まえ「民有林直轄治山事業」を実施。



被災直後









(工事完了時) 土石流発生箇所における治山事業の実施

台風により被災した民有林の災害復旧調査を支援

■ 生物多様性の保全

- 国有林では、大正4(1915)年から「保護林 制度」を設け、原生的な森林生態系からなる 森林等を保護林として設定し、保全管理。
- ・野生生物の移動経路を確保するため、保 護林を中心に「緑の回廊」を設定し、希少種 の保護や遺伝的な多様性を確保。

(国有林の約2割が保護林と緑の回廊)

外来種の繁茂が森林の生物多様性に悪影 響を及ぼす恐れのある地域において、外来 種の駆除を実施。



「四国山地緑の回廊」でのモニタリング調査で 撮影されたツキノワグマ



小笠原諸島での外来種アカギの駆除

■ 鳥獣被害対策

・地域の農林業や生態系に多大な被害を与えているシカ等の野生鳥獣につ いて、地域と連携した個体数管理等を実施。



防護ネット等の設置による シカ被害対策の推進



シャープシューティング(※)によるシカの捕獲

(※)野生のシカを一時的に餌付けし、少人数が銃器によって餌付けされた全ての個体を捕獲する手法。単に 餌付けと狙撃を組み合わせた方法ではなく、一定レベル以上の技量を有する射手、動物の行動をコントロー ルするための給餌、警戒心の強い個体の出現予防等の体制を備えた捕獲手法のこと。

(3) 国有林野の管理経営②(森林・林業の再生への貢献)

○ 国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組み、我が国の森林・ 林業の再生に貢献。

■ 民有林と連携した施業の推進

- ・民有林との連携により事業の効率 化等が図られる区域について、「森林 共同施業団地」を設定。
- ・民有林と連結した路網の整備や計 画的な間伐等の実施、民有林と協調 した出荷等を推進。



[民有林と連結した路網の整備]

■ 林業の低コスト化に向けた技術開発・普及

・コンテナ苗を活用した低コスト造林の普及や、研究機関と連携した成長のよい苗木の開発のための育成試験等を実施。



「コンテナ苗」



普及のための現地検討会



成長や形質等に優れた品種を 選抜するための試験地

■ 森林・林業技術者等の育成

- ・市町村行政を支援するため、専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士(フォレスター)等を育成。
- ・事業発注や研修フィールドの提供等を 通じて民有林の人材育成を支援。



森林・林業技術者育成のための研修

■ 林産物の安定供給

・木材等の林産物について、木材利用 の促進、木材の安定供給体制の整備や 供給調整機能の発揮等が図られるよう、 価格や需給動向を把握しつつ、持続的・ 計画的な供給を実施。



大型工場への間伐材等の安定供給

■ 再生可能エネルギー 発電の促進への貢献

・木質バイオマス発電に向けた未利用 間伐材等の安定供給等、地域振興に資 する再生可能エネルギー発電の促進に 貢献。





木質バイオマス発電に向けた 未利用間伐材等の安定供給

(4) 国有林野の管理経営③(「国民の森林」としての管理経営、地域振興への寄与、東日本大震災からの復旧・復興への貢献)

- 国有林野は国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあることから、「国民の森林」 として管理経営を行い、地域振興にも寄与。
- 海岸防災林の再生や森林除染等により、東日本大震災からの復旧・復興にも貢献。

■ 国民参加の森林づくり

・森林教室、体験活動などの森林環境教育の場を提供する「遊々の森」や、 ボランティア団体などによる森林づくり活動のフィールドを提供する「ふれあいの森」などを設定。



「遊々の森」における森林教室



「ふれあいの森」における森林づくり活動

■ 地域の「木の文化」継承への貢献

・民有林からの供給が期待しにくい大径材や木曽ヒノキ等を、文化財修 復や神社・仏閣等の資材として供給。地域の木の文化の継承にも貢献。



檜皮の採取



伊勢神宮式年遷宮用資材の供給

■ 海岸防災林の再生

・津波による被害を受けた海岸防災林の再生に向けて、盛土造成等の 基盤整備や国民参加による植栽等を推進。



[生育基盤の整備のための盛土工事]



[国民参加による植栽]

■ 放射性物質汚染への対処

- ・関係機関等と連携した国有林野の除染とともに、森林除染に関する 実証事業等の実施による知見の集積や技術開発等に貢献。
- ・除去土壌等の仮置場として、国有林野を提供。



国有林野の除染



除去土壌等の仮置場としての国有林野の提供